

令和元年度 第2回 庄内町総合教育会議次第

日時／令和2年2月27日（木）午前10時

場所／立川総合支所3階 第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

（1）教育行政にかかる課題について

（2）その他

4 閉 会

令和元年度 第2回 庄内町総合教育会議

●構成員

職 名	氏 名
庄内町長	原 田 眞 樹
庄内町教育長	菅 原 正 志
庄内町教育委員会委員	今 野 悦 次
庄内町教育委員会委員	梅 木 均
庄内町教育委員会委員	太 田 ひろみ
庄内町教育委員会委員	齊 藤 雅 子

●出席を要した職員

職 名	氏 名
総務課長	海 藤 誠

●事務局

職 名	氏 名
教育課長	佐 藤 美 枝
社会教育課長	上 野 英 一
教育課長補佐兼教育総務係長	佐 藤 貢
社会教育課長補佐兼社会教育係長	阿 部 浩
教育課指導主事	高 橋 一 枝
教育課指導主事	富 山 裕 二
教育課主査兼学校教育係長	清 野 美 保
教育課教育施設係長	押 切 崇 寛

(1) 教育行政にかかる課題について

【教育委員会提出議題】

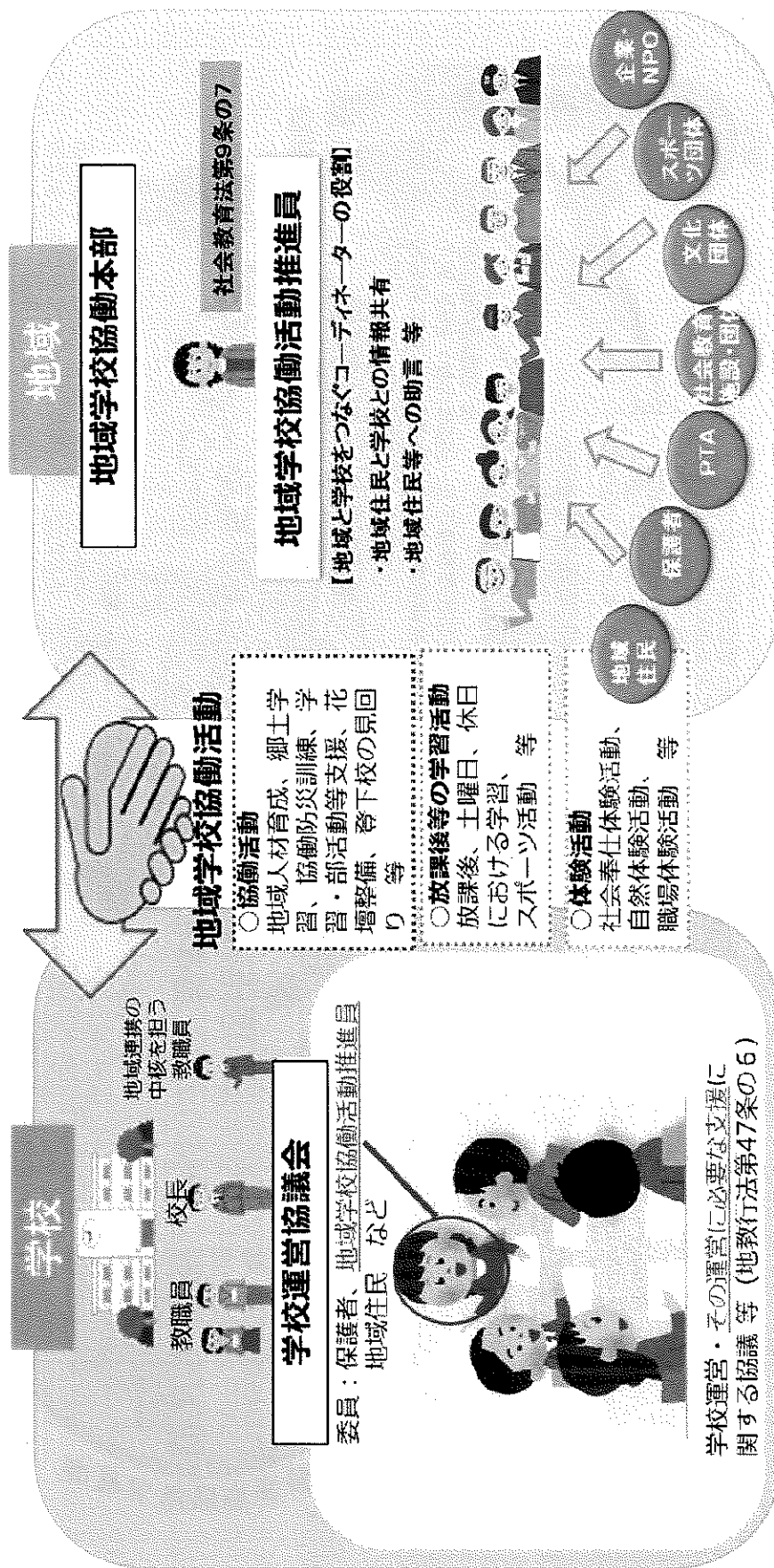
主な課題	内 容
①庄内町におけるコミュニティスクール(学校運営協議会)の設置について	〔資料1〕 参照
②学校 ICT 環境整備 (GIGA スクール構想) について	〔資料2〕 参照
③公民館のコミセン化について	〔資料2〕 参照

【教育委員提出議題】 (齊藤委員)

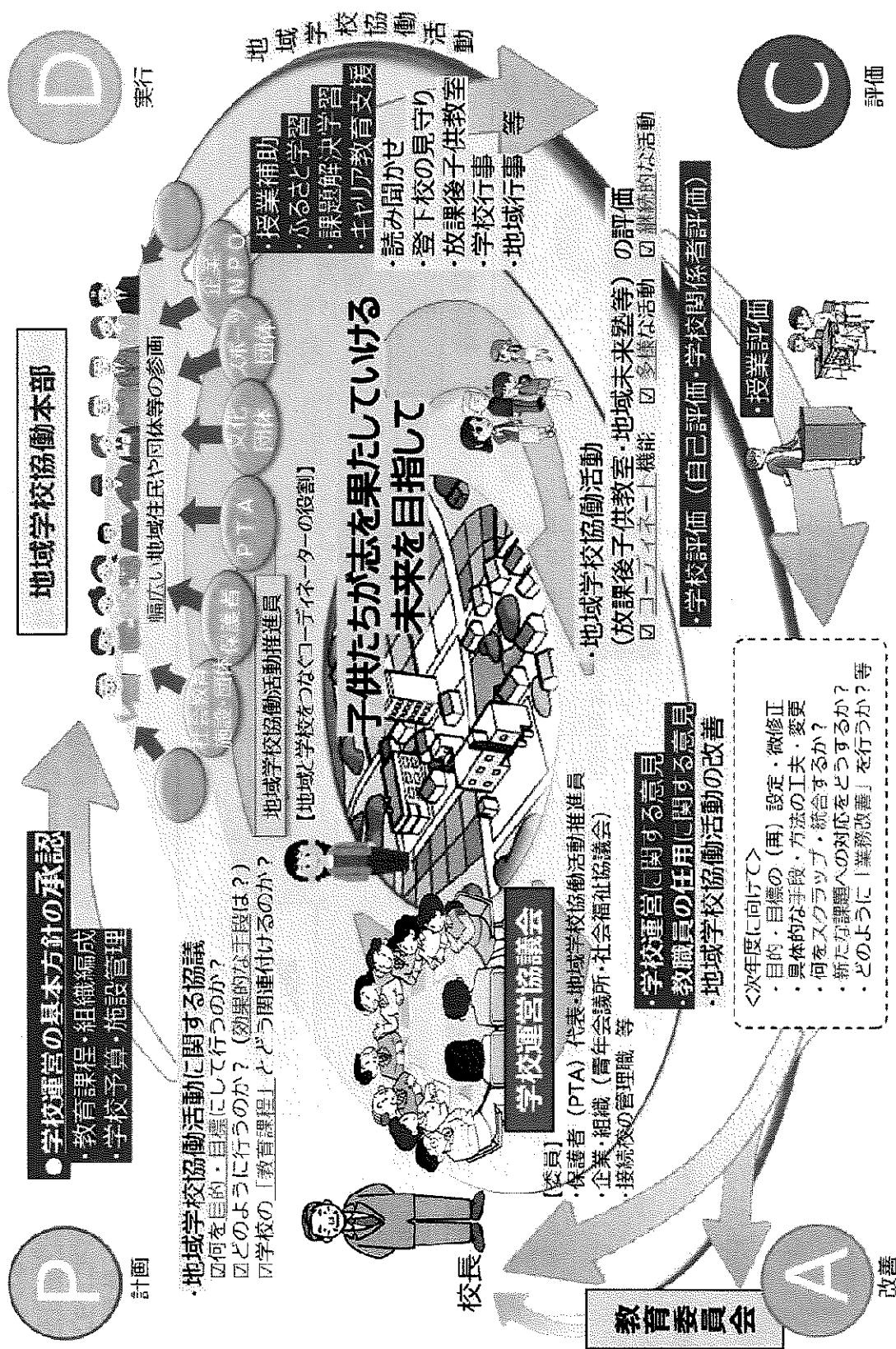
「子どもを見守り、育てる」という保護者の意識改革のため、町全体で何らかの手立てができないものか。	「子どもの自主性を尊重する事」と「子どもの言いなりになる事」を混同している保護者が増加していると感じる。また、一方では、虐待につながりかねない、行き過ぎた指導や押さえつけの育児をしている保護者もみられる。保護者向けの研修会や、チラシ配布等、町全体でこのような保護者の意識改革のための取組みができないものか。
--	---

学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くの幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「地域学校協働本部」と双方が機能することが重要です。地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になることで、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「一体的」に取り組む推進体制を構築することができます。



「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



	三川町	大石田町	川西町
規則	令和2年4月施行	平成25年3月 大石田町教育委員会規則	平成25年3月29日 川西町教委規則
主管	三川町教育委員会 学校教育係 ※地域学校協働活動は 社会教育係が主管	大石田町教育委員会 教育文化課 (学校教育主幹・生涯学習主幹)	川西町教育委員会
指定校	令和2年度より 横山小 東郷小 押切小 令和4年度より 三川中学校は小学校設置後	平成25年度より 大石田南小 大石田小 大石田北小 大石田中	H25 東沢小→H26 犬川小 高山小・玉庭小→H27 小松 小・吉島小・中郡小→ H28 川西中
協議会委員数	15名以内×3校	10名×4校	15名以内
報酬	1回2,000円	不明	無給(費用弁償1100円)
協議会委員 構成	①地域住民代表 ②保護者代表 ③地域コーディネーター ④校長 事務局：教頭	①保護者 ②地域住民 ③校長 ④教職員 ⑤学識経験者 ⑥関係行政機関の職員 ⑦その他教委が認める者	①保護者 ②地域住民 ③当該指定学校の教員 ④学識経験者 ⑤関係行政機関の職員 ⑥その他教委が認める者
		大石田学園運営委員会 委員40名	
会の持ち方	令和2年度 ①第1回 全体会 (6月) 任命状交付 協議 学校運営方針の説明と承認 協議会の進め方 年間計画・重点について 学校・地域の課題について ②第2回 各校(7月頃) ③第3回 各校(11月) ④第4回 全体会 (2月)	毎年4回 (5・7・12・2月) 1 大石田学園運営委員会 開会 挨拶 報告 討議・協議 閉会 2 各学校運営協議会 開会 挨拶 協議 閉会	各校ごと年4回

令和元年度補正予算額 2,318億円
公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

(1) 校内通信ネットワークの整備

1,296億円

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における校内LANを整備
加えて、小・中・特支等に電源キャビネットを整備

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2

国立 補助対象：国立大学法人、(独) 国立高等専門学校機構
補助割合：定額

令和元年度補正予算案 ～GIGAスクール構想の実現②～

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

1,022億円

- 国公立の小・中・特支等の児童生徒が使用するPC端末を整備

公立 交付先：民間団体（執行団体）
補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
補助割合：定額（4.5万円）

※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、
国は民間団体に補助金を交付

私立 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）

国立 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額（4.5万円）

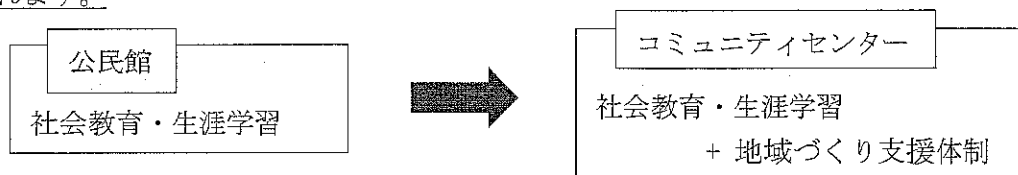
公民館のコミュニティセンター化の検討について

1 コミュニティセンターとは？

コミュニティセンターは多目的施設であり、生涯学習ができ、地域づくりに役立つ施設として次のような役割を担います。

- ・地域住民の交流の場
- ・地域活動の拠点施設(会議やイベントなどの会場)
- ・生涯学習の地域拠点(主催講座の実施、自主学習グループなどへの支援)
- ・地域防災の拠点施設
- ・地域の特産物販売など多様な利用が可能 など

公民館のように社会教育法の制限を受けないため、町民にとってより使いやすい施設と考えられます。



2 現在公民館が担っている役割

現在本町にある学区地区公民館及び公民館職員が担っている役割としては、次のようなものがあげられます。

- ・社会教育・生涯学習の拠点としての役割(学習機会の提供、設備の提供)
- ・貸館事業(維持・管理)
- ・地域づくり会議、部落公民館連絡協議会、青少年育成会議等の地域住民団体の事務局
- ・学区・地区単位の行事の運営(運動会等)
- ・災害時の避難場所 など

公民館は主に生涯学習の拠点としての役割を担いますが、本町の各学区地区公民館は地域住民団体(地域づくり会議等)の事務局を務めているため、運動会をはじめとして集落を越えた地域住民の交流を支える役割も担っています。このことから現在も公民館は地域の中心にあり、住民同士をつなぐ役割を担っていると考えられます。

3 なぜ公民館ではなくコミュニティセンターなのか？

社会の変化に対応した町民のニーズにあった施設として、これからも公民館のままでよいのか、という視点で検討する必要があります。

地方分権の進展に伴いこれからの時代は、これまで以上に地域住民による自主的な地域づくりを進めることが求められています。このため社会教育に限定された公民館を様々な活動が可能なコミュニティセンターに変更し、地域活動の拠点として活用していただくことで、町民への意識付けを推進することができます。コミュニティセンターには、自主的なまちづくりを行ううえで重要な役割を担うことが期待されます。

また、人口減少や少子高齢化が進行し、団塊の世代がもうすぐ75歳を超えていく時代になります。本町の余目第四学区を例にすると別紙のような状況(H29時点)です。

高齢者人口が確実に増加する中、これまでと同様の地域活動を将来にわたって維持することは難しい状況にあります。

余目第四学区の和合の里を創る会では、和合の里振興計画を策定し、地域コミュニティを維

持して持続可能な地域づくりと地域の活性化を目指すため、様々な取り組みを推進していくこととしていますが、その中には例えば

- ・高齢者の移動、除雪、買い物の支援
- ・地域特産品の販売（ネット販売も視野に） などがあります。

しかし、地域のなかでこのような取り組みを進めようとした場合、財源が必要であり、有料での支援となりますが、社会教育法の公民館での営利の制限により、公民館を拠点として活動することはできません。公民館を拠点として地域づくりを進めようすると、自由で新しい発想による取り組みが制限されるということは事実です。

コミュニティセンターにおいては、公民館では制限される営利事業者への貸館も可能となります。施設の貸館利用が増えれば、使用料収入の増加が見込まれ町の財源として有益です。

4 公民館とコミュニティセンターを比較

	公民館	コミュニティセンター
設置主体	教育委員会	町長部局
運営主体	教育委員会又は指定管理者	町長部局又は指定管理者
施設の位置づけ	社会教育施設	コミュニティ施設
根拠法令	社会教育法、地方自治法	地方自治法
メリット	社会教育法の適用により営利を目的としない生涯学習事業の提供をおこなう。 ○社会教育・生涯学習の推進 ・企業団体などに比べ、社会教育団体が優先的に利用できる。（営利目的の利用が制限されるため） ・事業の企画運営を担う職員が配置され、年間を通じて学びの場を提供することができる ・身近な場所で学習の機会を得ることができる ○地域団体の連絡調整機能を持たせることができる	○利用制限の緩和（営利活動もできるなど） ○生涯学習機会の提供・充実 有料・無料または町、民間主催問わず提供可能となる。 ○町長部局へ移管されるため、意思決定が迅速に行われる ○教育以外の分野との連携がとりやすい ○地域団体の活動拠点、地域団体等の連絡調整機能を持たせることができる。
デメリット	○社会教育法第23条の適用 ・営利活動の禁止 ・民間事業者等の有料での資格取得講座などでの利用不可 ・地域づくりのための販売等営利活動ができない ○地域づくりの拠点としては、制限が多く、住民のニーズに対応しきれない	○貸館利用の幅が広がる中で、これまで公民館を利用していた団体の活動の活動時間に影響が出る可能性がある ○教育委員会とのつながりが薄くなり、社会教育・生涯学習の幅が狭くなる可能性 ・貸館事業や販売等に終始し、学びの場の提供が減少する可能性 ○社会教育、生涯学習の専門性や政治的中立性の低下

5 公民館からコミュニティセンター移行で可能となる活用例

内 容	公民館	コミュニティセンター
農産物や本町の特産品等の販売	×	○
地元の地域づくり組織が有料での高齢者支援事業を行い、その利用料の施設内での徴収管理	△	○
民間企業等による有料の講演会、研修会等	×	○
民間の介護サービス事業所による有料の生活支援事業等	×	○
芸能プロダクションなどの企画する著名人の有料の講演会等	×	○
公の秩序又は善良な風俗を害する内容の利用	×	×

※ コミュニティセンターとなり社会教育法の制限がなくなったとしても、町民等に有害となる利用は町の条例で認めないことができます。

コミュニティセンター移行にあたっては、上記1に記載したような現在の公民館の役割を継続して担っていく、もしくは地域住民主体の運営へスムーズに移行していくことが必要と考えられます。

移行後も町民のニーズと課題に合わせた社会教育と生涯学習の機会を町民に提供できるよう、また公民館の役割をスムーズに移行できるよう町長部局担当課と連携を図って参ります。

6 庄内町コミュニティセンター移行検討委員会（仮称）について

（1）目的

庄内町公民館をコミュニティセンターに移行するために必要な調整及び事務を行うため委員会を設置する。

（2）組織（案）

委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

委員長は副町長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。

委員は次に掲げる者をもって充てる。

地域の代表者から10名程度（下表参照）

各学区公民館長7名の中から3名、各学区地域づくり会議会長7名の中から3名、 部落公民館連絡協議会会長、青少年育成町民会議代表、 民生委員・児童委員協議会会長、自主防災組織連絡協議会会長
--

なお、各公民館係長（町職員）は事務局と委員の調整役として委員会に参画する。

（3）庶務

委員会の庶務は、企画情報課において処理する。

【参考】 社会教育法 抜粋

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正)

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

和合の里 コミュニティーカルテ

市町村名 庄内町 市町村人口21,692人 地区名 庄内町第4学区			位置図
組織名 和合の里を創る会			
設立年月日	平成	年	月 日 年
現住所 〒999-7727			
山形県東田川郡庄内町南野字十八軒21-1			
TEL 0234-44-2162			
MAIL kominu@stn.04.nla.or.jp			
FAX 0234-44-2169			

地域概要

和合の里（庄内町余目第四学区）は、人口約3,600人、世帯数が1,024戸、21集落から成る農業を主体とした地域。

当地域では、これまで和合地域づくり会議、第四学区部落会会長、余目第四公民館運営協議会の3つの組織が余目第四公民館を活動の拠点とし、「人がつながり元気な和合の里」をテーマとして活動を推進してきましたが、少子高齢化や核家族化、産業形態の変化、価値観の多様化などにより希薄化した地域コミュニティの再生など、様々な地域課題を解決するべく平成28年に3つの組織を統合して「和合の里を創る会」を設立しより地域に根ざした組織として地域住民を主体とする6つの委員会を設置し、地域内の多様な分野の課題を発掘、整理するための活動を積極的に展開するとともに、地域のみんながつながり元気な和合の里の創造を推進することに取り組んでいる。

診断区分	診断内容
集落調査から見える課題	・「つぼ型」の人口構造であり、現在のところ深刻な人口減少ではないように見えるが、自治会単位で見れば世帯数が極めて少なく集落自治の維持管理に困難を抱えている状況もある。 ・いずれも少子高齢化であるが、生産年齢人口も多くの地域づくりの担い手は期待できる。 ・集落単位の行事、交流関係の事業が多く、維持することが難しい地域に対して自治会間の相互補完の連携。
組織診断から見える課題	・活動を支える自己資金確保の受益者負担の理解と協力をどのように求め、運用していくか。 ・企業や、大学等との連携や外部支援のための協議の場から具体的な実践の場づくり。 ・住民ニーズを捉えるための住民相互の話し合いの設計と運営手法の習熟。 ・交流人口拡充のための他地域や都市部との積極的な交流の施策。
住民アンケートから見える課題	・住民の地域に対する住みやすさ、愛着や住み続けたいを見ると、便利とは言えないが不便さを感じていない感が見える。将来を見据えた住民の地域課題に対する当事者意識の醸成をどのようなツールを用い、どのような場所で事実確認をおこなっていくか。 ・住民レベルでアンケート結果の読み解き作業ができるか。
ワークショップの内容から見える課題	
今後の活動に必要と思われること	
人口減少対策	・若年層の結婚、出産、子育て等のニーズを捉えた支援や事業の展開。 ・若者の地区外流出を抑制するため、地元企業との連携による雇用促進と地域内での起業促進。
高齢者・生活支援対策	・2025年以降の団塊世代の後期高齢者増に伴う、高齢者の健康や、生活に関するニーズ調査。 ・既存の老老世帯、老人独居世帯へのRMOとしての支援体制の構築。
子育て支援対策	・家庭教育、学校教育、社会教育による三者の役割を明確化し子育てや青少年健全育成の体制の構築。 ・RMOによる遊び場の整備や遊びの工夫によって、見守りと交流の拠点づくり。
環境保全	・高齢化率の高い自治会や人口減少が著しい自治会、行事や共同作業等が困難な自治会への支援の在り方について、RMOとしての相互補完の関係性づくり。 ・外の目線も考慮した、地域環境美化や生活循環工口活動等の取り組み。
産業・観光	・RMOの活動を支える資金づくりや住民の所得向上を支援する小さな経済の導入。 ・資源活用による収益ビジネスが見込める交流人口拡充のための事業展開。
組織運営	・活動を支える自己資金確保の受益者負担の理解と協力をどのように求め運用していくか。 ・企業や大学等との連携や外部支援のための協議の場から具体的な実践の場づくり。 ・住民ニーズを捉えるための住民相互の話し合いの設計と運営手法の習熟。 ・交流人口拡充のための他地域や都市部との積極的な交流の施策。
自治会運営	・住み続けたいポジティブな考えとネガティブな考えの地域特性の解析。 ・中心市街地から離れている自治会、人口減少や流出が多い自治会等では将来の生活不安に寄り添った集落自治運営について議論し「結」の再生に向けた取り組みのコーディネートが必要。
その他	RMOの活動を持続可能なものにしていくためには、組織の役員や、事務局、課題解決分野に参加する人材育成の仕組みと定着を図るために、組織運営のセクションに含ませて、持つべきスキルを明確にして学びと実践を繰り返す環境を作りましょう。

